

時間外・休日労働に関する協定(36 協定)届作成の チェックポイント

1 記載事項の漏れや指針に適合していない項目がないかご確認ください

◎労働保険番号や法人番号（個人事業主を除く。）が記載されていますか？

◎特別条項の「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」について、36 協定指針に基づき、一時的または突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものをできる限り具体的に定めていますか？

2 令和6年4月1日から適用猶予業務等に係る様式が変わります

※3月以前に提出する場合でも、36 協定の対象期間の初日が4月1日以降のものは新様式での提出が必要です。

【建設業】

※労基法別表第1第3号に掲げる事業、事業場の所属する企業の主たる事業が労基法別表第1第3号に掲げる事業である事業場における事業及び工作物の建設の事業に関連する警備の事業（交通誘導の業務に限る。）

		月 45 時間・年 360 時間を超える時間外・休日労働	
		見込まれる	見込まれない
災害時の 復旧・復興の対応	見込まれる	様式9号の3の3	様式9号の3の2
	見込まれない	様式9号の2	様式9号

【自動車運転者を含む場合】

月 45 時間・年 360 時間を超える時間外・休日労働	
見込まれる	見込まれない
様式9号の3の5	様式9号の3の4



(36 協定届に「別添協定書のとおり」 等と記載した場合)
時間外労働及び休日労働 に関する協定書

【特定医師を含む場合】

※特定医師とは、医療提供体制の確保に必要な者として病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者、例えば血液センター等の勤務医、産業医、検診センターの医師等は該当しない。）

月 45 時間・年 360 時間を超える時間外・休日労働	
見込まれる	見込まれない
様式9号の5	様式9号の4

①36 協定の様式と記載例はこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/36_kyoutei.html

※新様式（建設業、自動車運転者（タクシー・ハイヤー、トラック、バス）、特定医師を含む事業場）の記載例は、それぞれページ下方に掲載のパンフレットに掲載されています。



②作成支援ツールはこちら

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

※作成支援ツールは令和6年4月1日以降の新様式（様式第9号の3の2～第9号の5）に対応したものができておりません。対応したツールができるまでの間は、上記①から様式をダウンロードする等してください。

